第十三条第一項第三号	障害厚生年金（障害厚生年金又は移行農林共済年金のうち障害共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第七十六条の規定による改正前の社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）の規定により支給するものに限る。）（	障害厚生年金又は移行農林共済年金のうち障害共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第七十六条の規定による改正前の社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）の規定により支給するものに限る。）（
特例による障害厚生年金	特例による障害給付	特例による障害給付
第十三条第二項第一号	老齢厚生年金であった期間	老齢厚生年金等であった期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該旧農林共済組合員期間であって、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものを含む。）を含む。）
特例による障害厚生年金	特例による障害給付	特例による障害給付
第十三条第二項第三号イ及びロ	月数を合算した月数	月数
厚生年金保険法第三十八条第一項	又は国民年金法	、国民年金法
	支給される障害基礎年金を除く。）	支給される障害基礎年金を除く。）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付（以下「移行年金給付」という。）、当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。）
	遺族厚生年金を除く。）又は同法	遺族厚生年金を除く。）、国民年金法
	並びに障害基礎年金を除く。）又は移行年金給付（退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）	並びに障害基礎年金を除く。）又は移行年金給付（退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）
	老齢厚生年金を除く。）又は同法	老齢厚生年金を除く。）、同法

第二十一条第二項中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第二十三条の見出しを削り、同条第一項の表以外の部分中「附則第十六条第十八項」を「附則第十六条第二十項」に、「掲げるもの」を「掲げる規定、厚生年金保険法施行令第三条の六の規定及び平成六年国民年金等経過措置政令第十四条の規定」に改め、同項の表国民年金法第二十条第一項の項中「年金たる給付」を「保険給付」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同表国民年金法第二十一条第三項の項中欄中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」を「保険給付（」に改め、同項下欄中「厚生年金保険法による年金たる」を削り、「含む。以下この項において同じ。）」を「含み、」に改め、同表国民年金法第二十八条の項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に、「による年金たる給付」を「保険給付（」に改め、同表国民年金法第百八条第二項の項中「年金たる給付」を「保険給付」に改め、同表厚生年金保険法第三十八条第一項の項を次のように改める。

厚生年金保険法第三十八条第一項	遺族基礎年金を除く。）	遺族基礎年金を除く。）又は移行年金給付（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。）
	の受給権者	（移行年金給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権者
厚生年金保険法第四十四条の三第一項	又は国民年金法	、国民年金法
	除く。）	除く。）又は移行年金給付（退職共済年金を除く。）

第二十三条第一項の表厚生年金保険法第三十九条第三項の項中欄中「停止して年金たる保険給付」を「保険給付（」に改め、同項下欄中「停止して年金たる」を削り、「含む。以下この項及び次条において同じ。）」を「含み、」に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第三十九条の二	（移行年金給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権者

第二十三条第一項の表厚生年金保険法第四十四条の三第一項の項を次のように改める。

厚生年金保険法第四十四条の三第一項	又は国民年金法	、国民年金法
	除く。）	除く。）又は移行年金給付（退職共済年金を除く。）

第二十三条第一項の表厚生年金保険法第四十四条の三第一項の項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第四十六条第一項	老齢厚生年金の受給権者
	老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く

平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金（以下この項において「移行農林共済年金」という。）のうち退職共済年金又は同条第六項に規定する移行農林年金（以下この項において「移行農林年金」という。）のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（以下この項及び第五項において「移行退職共済年金等」という。）の受給権者（六十五歳以上であるものに限る。）

移行退職共済年金等の額（移行農林共済年金のうち退職共済年金にあつては平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七十六条の規定による改正前の厚生年金保険法（平成十三年統合法附則第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該旧農林共済組合員期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものを含む。）第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該旧農林共済組合員期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものを含む。）を含む。）の額及び加給年金額（平成十三年統合法附則第十六条第六項の規定により加算された額（以下この項において「加算額」という。）を除いた額とし、移行農林年金のうち退職年金又は減額退職年金にあつては、当該退職年金の受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の翌年度以後の各年度（当該退職年金の受給権者が六十五歳に達した日の属する年度において当該退職年金の受給権者が受給することとなつた移行農林年金の額（加算額を除いた額とし、減額退職年金にあつては、その減額前の額とする。）が当該年度の前年度において受給していた移行農林年金の額（加算額を除いた額とし、減額退職年金にあつては、その減額前の額とする。）を下回る場合には、その下回る額を加算した額とする。）を含む。）